

島根県新任介護職員定着支援事業補助金に関するこれまでの主な「質疑応答」

R4.10.17

島根県高齢者福祉課

- ・島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱 【以下「交付要綱」という】

質問	回答
○交付申請について	
1 ■交付申請書の提出期限(別に定める日)は、いつなのか? また、事務手続きの流れは?	・令和4年10月17日付け高第754号通知及び事務連絡を確認ください。 ・令和4年度は、 <u>令和4年11月30日(水)</u> とします。 ・交付申請(提出)→交付決定→(通知)→実績報告(提出)→支払〔精算払のみ〕です。
○補助対象について	
1 ■補助対象は先着順か? (募集人数・予算規模・追加募集)	・先着順ではありません。 ・募集人数は予算の範囲内で決定します。
2 ■一事業所で複数名申請できるか。	・一事業所1名とします。
3 ■介護経験が浅いとは具体的にどれくらいか?また50~60代は対象か?	・概ね3年未満で、年齢は問いません。
4 ■資格のない職員とあるが、ヘルパー2級をもっている職員は?	・対象外です。
5 ■事務職等も対象となるか?	・直接処遇職員を対象とします。 ※「直接処遇職員」とは、常時、施設又は事業所において利用者の身体上の介護をする者とします。
6 ■専任職員ではないが対象か?	・直接処遇職員であれば雇用形態は問いません。 臨時・パート職員を含みます。
7 ■これから勤務予定の職員に受講させる予定だが申請できるか? ■他の施設で勤務予定の職員は対象となるか?	・既に、勤務している介護職員とします。 ・令和4年10月17日付け高第754号通知及び事務連絡を確認ください。 ・対象外です。
8 ■県外居住者は対象か?	・対象です。
9 ■外国人技能実習生は対象となるか?	・技能実習制度は、本国への技能移転を目的としており、在留期間が限定され、定着支援事業の主旨とは相違するため、対象とはなりません。

10	■サービス付高齢者向け住宅の介護職員は対象か？	・特定施設入居者生活介護事業所として指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅の介護職員は対象となります。 ・介護保険法に規定されているサービス提供事業者に限られます。
11	■所属する職員を他の法人の事業所へ派遣している場合、その職員に初任者研修を受けさせたときは対象となるか？	・補助金の対象は「島根県において介護サービスを提供する法人及び事業者」であります、派遣職員は他の法人で介護に従事しているため、対象とはなりません。
12	■福祉・介護用品販売会社は対象となるか？	・対象となります。
13	■介護職員実務者研修は、補助金の対象となるか？	・対象となるのは、介護職員初任者研修のみとなります。
○介護職員初任者研修講座について		
1	■社協が委託事業で行っている初任者研修も対象か？	・都道府県が指定している実施機関が行う介護職員初任者研修であれば対象です。
○補助対象期間について		
1	■14回行われる講座は単価×回数で積算するのか？	・単に講座回数での積算ではありません。
○勤務日、時間の考え方について		
1	■勤務を要しない日として割振りして受けさせているが、対象となるか？	・運用基準の『3. 補助対象経費等について』をご参照ください。
2	■土日開催の講座を受講する場合も対象となるか？	・勤務時間以外に開催される初任者研修の講座（通学、通信問わず）を受講する場合、当該受講時間が <u>勤務すべき時間として指定されている場合のみ対象とします。</u> ・単に、勤務時間以外に開催される初任者研修の講座を受講する場合は対象外です。
○対象経費について		
1	■交通費は対象となるか？	・通学に要する経費は対象です。 ・通勤手当は対象外です。 ・交付要綱、運用基準をご確認ください。
2	■研修会場までの交通費に日当を含んでよいのか？	・日当は補助対象外となります。
3	■処遇改善手当は賃金に含めることができます。	・含めることができます。

4	■住居手当や夜勤手当は賃金に含めることができるのか？	・環境によって左右される手当（住居手当）や月ごとに変わる手当（夜勤手当）については対象外となります。
---	----------------------------	--

○その他

1	■実施計画書の補助金積算は法人全体予算か？	・該当補助事業に係る予算のみで結構です。
2	■受講期間の変更はできるか？	・できません。ただし研修機関による中止等の場合はご相談ください。
3	■来年度以降も補助制度はあるのか？	・継続予定ですが、継続を保障するものではありません。
4	■ハローワーク等への求人票提出が必要か？	・不要です。
5	■受講料を労使折半した場合は？	・全額事業主負担とします。
6	■障がい者支援施設に勤務する職員も対象か？	・対象外です。 ・介護保険サービス提供事業所以外の福祉サービス提供事業者の方については、担当課へお問い合わせください。